

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 29 年度)

平成 29 年 6 月 10 日

福島県知事 殿

報告者

住 所 福島県福島市南矢野目字清水前34-16

氏 名 あすなる南矢野目クリニック

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 024-555-5766

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 28 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		あすなる南矢野目クリニック				業 種		医療業	
事業場の所在地		福島県福島市南矢野目字清水前34-16				電話番号		024-555-5766	
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	0.012	5	00711002561	福興産業株式会社	福島県伊達郡桑折町字田植16-3	00720002561	福興産業株式会社	
2	感染性廃棄物	0.035	7	00761002561	福興産業株式会社	福島県いわき市錦町落合136-1	09470004159	株式会社クレハ環境	
3	廃酸	0.078	6	00711002561	福興産業株式会社	福島県いわき市錦町落合136-1	09420004159	株式会社クレハ環境	
4	廃アルカリ	0.078	6	00711002561	福興産業株式会社	福島県いわき市錦町落合136-1	09420004159	株式会社クレハ環境	

備 考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬委託先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。